## 平成30年第3回定例会(平成30年9月27日)

## 厚生環境教育委員会委員長 (松川 章三 委員長)

去る9月5日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第65号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第3号)』関係部分、外8件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに、『議第65号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第3号)』 関係部分についてであります。

まず、複数の課で計上された危険ブロック塀に関する補正についてであります。本年6月に発生した「大阪北部地震」でのブロック塀の倒壊事故をうけ、緊急点検の結果、健康づくり推進課、教育政策課、社会教育課の3課が所管する公共施設および学校施設の危険ブロック塀の撤去並びに新たなフェンス設置に関係する工事費等を計上する旨の説明が各課からなされ、委員からは、学校施設のフェンス設置に関し、工事中の安全管理や、児童・生徒のプライバシー保護並びに土ぼこり等の対策のため、目隠しフェンスの設置を要望する意見がなされました。

当局からは、安全管理については、学校を通じて、児童・生徒や保護者に対し 周知を行うとともに、目隠しフェンスの設置については、設置場所に応じ、適 切な対応を検討したい旨の答弁がなされ、これを了としました。

次に、子育て支援課関係では、第2期『別府市子ども・子育て支援事業計画』 策定のための委託料等、また、亀川保育園の敷地内に新たに放課後児童クラブ が開設されることに伴う委託料のほか、保育士の業務負担軽減、並びに保育所 等の事故防止を図ることを目的とした事業に係る補助金を計上、さらに、子育 て短期支援事業の利用者増加に伴い、予算不足に対応するための追加額を計上、 歳入においては、歳出補正に関連する国・県からの補助金を計上する旨の説明 がなされました。

次に、高齢者福祉課関係では、住宅型有料老人ホームの2施設に、スプリンクラーを整備するための補助金を、また、野口原ゲートボール場のテント張り替えに係る工事費を計上、健康づくり推進課関係では、乳幼児のむし歯予防を目的とするフッ化物塗布にかかる費用の一部への補助金を計上、また、青壮年期の健康無関心層を対象に、生活習慣の改善を図り、健康寿命の延伸を目指すための委託料を計上する旨の説明があり、委員からは、健康寿命延伸を図るための事業内容について質疑がなされ、当局からは、朝の出勤前の時間帯に、市内のホテルを活用し、運動・食事・温泉をセットにしたモデル事業を実施する

旨の答弁がなされました。

教育政策課関係では、小・中学校の教育環境の改善を図るため、今年度から 3カ年計画で、和式トイレを洋式化するための、設計委託料および工事費を計 上、また、平成30年7月豪雨により崩落した、北部中学校東側の法面を復旧 するための所要の費用を計上する旨の説明がなされ、委員からは、学校トイレ の洋式化の整備方針には賛同するものの、補正で対応すべき緊急性が認められ るのか、本来であれば当初予算に計上したうえで、年次計画に基づき整備すべ きではないか、との質疑がなされ、当局からは、学校のトイレが和式のため、 児童・生徒がトイレに行くことを我慢している状況があること、また、学校施設 は災害時の避難所になることから、避難者に対する環境改善等の理由から、早 急に整備を進め、改善を図りたいとの答弁がなされました。

社会教育課関係では、歳入では、別府市美術館の設立や運営に多大な功績のあった佐藤慶太郎氏のひ孫「佐藤加代子」氏から、美術館の整備・存続のためとして受納した、寄付金1千万円を計上し、美術館の管理運営に要する経費等の特定財源として充当、歳出では、主に、旧美術館の解体工事費をはじめ、不用品の廃棄処分に係る委託料や、所蔵品の移送費用等を計上する旨の説明がなされ、委員からは、当初PFI方式による海浜砂湯拡張事業に含まれていた、旧美術館の解体工事費を、今回の補正予算に計上した理由や、解体工事の工期等について、縷々質疑がなされ、当局からは、サウンディング調査の結果、解体費用を事業者負担として公募した場合、事業採算性が低くなること、ならびに、参入業者が限定される可能性があるため計画を変更したこと、また、解体工事については来年の8月終了予定との答弁がなされました。

他の委員からは、旧美術館が上人ヶ浜にあった歴史を後世に残す取り組みについて要望がなされ、当局からは、写真や文献などの資料は、今後も引き継いでまいりたいとの答弁がなされ、これを了としました。

次に、繰越明許費補正では、教育政策課に係る、小・中学校のトイレ洋式化事業を計上、債務負担行為補正では、教育政策課の、中学校トイレ洋式化の費用を、学校教育課の、大学奨学金の貸与対象を増員するための費用を、社会教育課の、旧美術館の解体にかかる費用を計上し、地方債補正では、危険ブロック塀に係る整備事業をはじめ、小・中学校のトイレ洋式化に係る整備事業、旧美術館の解体工事、北部中学校の東側法面の復旧工事等について、各所管課より計上するとの説明がなされました。

以上の審議を経て、最終的に『議第65号』関係部分について、採決の結果、 全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計であります。

『議第66号 平成30年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第

1号)』、『議第70号 平成30年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)』、『議第71号 平成30年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)』以上の、3つの特別会計では、歳入として、主に平成29年度決算に伴う繰越金や、交付金・負担金を計上、歳出では、国・県・支払基金への精算返還金や、基金積立金の追加額などを、計上する旨の説明がありました。

委員からは、特に質疑も無く、採決におきましては、『議第66号』『議第70号』および『議第71号』のいずれも、全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、予算外の議案についてですが、『議第74号 別府市国民健康保険基金条例の一部改正について』では、国民健康保険法の改正に伴い、別府市国民健康保険基金の一部を大分県に支払う国民健康保険事業費納付金の財源として処分できるよう、条例の一部を改正するものであるとの説明が、『議第78号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、山の手中学校と浜脇中学校を統合し、新たに別府西中学校を設置することに伴い条例を改正し、また、施行日は平成33年4月1日であるとの説明がなされました。

次に、『議第79号 別府市奨学金に関する条例の一部改正について』では、地域貢献人材の育成・確保を目的に、現行2名の大学奨学金の対象を、新たに「保育士枠」を2名増員し、計4名に拡大、また、「免除規定」を新設し、市内に居住すること、市内保育所等で保育士として勤務することのどちらか一方を満たせば返還額の2分の1を免除、両方を満たせば全額を免除する旨の説明がなされました。

委員からは、奨学金の返還の期間や、免除の適用条件について質疑がなされ、 当局からは、返還期間は最大10年間であり、前年度の居住・勤務実績に基づ き免除を適用、また居住実態の確認は、毎年本人からの申請により確認を行う との答弁がなされ、これを了としました。

『議第80号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』では、児童福祉法の規定に基づき定める、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、代替保育の提供に関する基準等が見直されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

最後に、『議第83号 工事請負契約の締結について』では、野口原陸上競技場トラック走路改修工事について、要件設定型一般競争入札の方法により、安部組・國本組建設工事共同事業体が落札し、契約金額は1億6千4百16万円であるとの説明がなされました。

委員からは、今回の改修により3種公認を取得できる見込みはあるのかとの 質疑がなされ、当局からは、3種公認を取得するには、整備を要する項目が多 く、その費用も多額であるため、現時点では、公認を取得するための整備計画 の予定はないとの答弁がなされました。

以上、予算外の5つの議案については、当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと、決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました、議案に対する、審査の概要と、結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。